



基安発 0328 第 9 号
平成 30 年 3 月 28 日

独立行政法人

労働者健康安全機構理事長 殿

厚生労働省

労働基準局安全衛生部長



治療と仕事の両立支援に関する診療報酬の新設について

厚生労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

治療と仕事の両立支援につきましては、平成 28 年 2 月 23 日付け基発 0223 第 5 号、健発 0223 第 3 号、職発 0223 第 7 号「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインについて」に基づき、事業場や医療機関における支援の取組の促進を図っているところです。また、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）においても、治療と仕事の両立支援は、働き方改革の重要なテーマの 1 つとして、政府を挙げてその普及を推進していくこととされています。

このような中で、今般、平成 30 年 3 月 5 日付け厚生労働省告示第 43 号「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」により、治療と仕事の両立支援に関する診療報酬として「療養・就労両立支援指導料」が新設されました。本診療報酬は、がんと診断された患者（産業医が選任されている事業場に就労しているものに限る。）について、保険医療機関の医師が就労の状況を考慮して療養上の指導を行うとともに、当該患者の同意を得て、産業医に対し、病状、治療計画、就労上の措置に関する意見等の当該患者の就労と仕事の両立に必要な情報を文書により提供した上で、当該産業医から助言を得て、治療計画の見直しを行った場合に、6 か月に 1 回に限り算定することができます。

本診療報酬による評価は、医療機関の主治医と事業場の産業医の連携の下で、がん患者の治療と仕事の両立に向けた支援を充実させることを目指したものであります。

産業医の本診療報酬への理解及び適切な対応が促進されるよう、貴殿におかれましては、関係する事業場及び産業医に対して、本診療報酬の新設についての周知に、特段の御配慮をよろしくお願いいたします。